

2015 年 10 月 19 日

担当：森 稔樹（法学部教授）

●譲渡所得に関する判例

1. サラリーマン・マイカー訴訟

**事案** ・ Xは神戸市兵庫区内の会計事務所（A事務所）に勤務する給与所得者であり、昭和 46 年に自家用車を 68 万円で購入した。Xは、この自家用車を通勤で使用するとともに、外回り業務や私用にも利用していた。昭和 51 年、Xは自損事故を起こした。自家用車の修理は可能であったが、修理費用がかさむために廃車にすることとし、Xはスクラップ業者に自家用車を 3000 円で売却した。

・翌年、Xは、昭和 51 年分の所得税について源泉徴収税額の還付を受けようと考え、所轄税務署長（加古川税務署長）に対し、昭和 52 年 7 月 2 日に次のような申告を行った。

給与所得額：130 万 6000 円

譲渡所得金額損失：29 万 7000 円（事故がなければ自家用車の価値は 30 万円であるとして）

総所得金額：100 万 9000 円

還付金額に相当する税額：3 万 4800 円

・昭和 55 年 5 月 12 日、加古川税務署長は、次のような更正処分を行った（Xには同月 14 日に通知した）。

給与所得金額：130 万 6000 円

譲渡所得金額：0 円

総所得金額：130 万 6000 円

還付金の額に相当する税額：〇円

納付すべき税額：3 万 4800 円

・Xは加古川税務署長に異議申立てをしたが棄却され、国税不服審判庁に審査請求をしたが棄却されたので、出訴した。

**争点** ・事故によって廃車した自家用車の譲渡損失を、給与所得と損益通算することの可否。

・自家用車の、資産としての性質。

**判旨** （下線は、すべて引用者による。また、表記を変えた部分がある。）

（1）神戸地判昭和 61 年 9 月 24 日判時 1213 号 34 頁

「資産の譲渡による所得には、事業所得、山林所得、譲渡所得又は雑所得があるが、資産を譲渡したことにより生じた損失（譲渡損失）の処理については、これら各種所得の金額の計算要素の一つとしてこれら各種所得の金額の計算構造のなかに取込み処理されている（法 27 条 2 項、32 条 3 項、33 条 3 項、35 条 2 項）。ただし、その譲渡による所得が非課税とされている資産の譲渡による損失は、所得金額の計算上ないものとみなされている（法 9 条 2 項 1 ないし 3 号）ので、各種所得の金額の計算構造のなかには取り込まれないこととなる。そして、この非課税とされる資産のうちに、『自己が生活の用に供する家具、じゅう器（――什器。引用者注）、衣服その他の資産で令 25 条各号に記載したものを除く生活に通常必要な動産』が含まれている。

このように資産（非課税扱いの資産は除く。）の譲渡による損失を各種所得の金額の計算構造のなかに取り込んだ結果、各種所得の金額の計算上損失が生じたときは、その損失は他の各種所得の金

額に損益通算されることとなる（法 69 条一項）が、それには例外があり、譲渡所得の計算上生じた損失のうち生活に通常必要でない資産の譲渡による損失部分は、競走馬の譲渡による損失が競走馬の保有に係る雑所得とのみ損益通算されるほかは、損益通算の対象とならない、つまりその損失の金額は生じなかつたものとみなされることとなる（法 69 条 2 項、令 200 条）。」

「前記認定事実（中略）によれば、Xは給与所得者であるが本件自動車の使用状況も大崎事務所への通勤の一部ないし全部区間、また勤務先での業務用に本件自動車を利用していたこと、本件自動車を通勤・業務のために使用した走行距離・使用日数はレジャーのために使用したそれらを大幅に上回っていること、車種も大衆車であることのほか現在における自家用自動車の普及状況等を考慮すれば、本件自動車はXの日常生活に必要なものとして密接に関連しているので、生活に通常必要な動産（法 9 条 1 項 9 号、令 25 条）に該当するものと解するのが相当である。そして、自動車が令 25 条各号にあげられた資産に該当しないことは明らかであるから、Xの本件自動車の譲渡による損失の金額は、法 9 条 2 項 1 号に基づかないものとみなされることになる。したがって、損益通算の規定（法 69 条）の適用の有無につき判断するまでもなく右損失の金額を給与所得金額から控除することはできないといわなければならない。

また、仮に本件自動車が前記認定事実のもとではXの生活に通常必要でない動産に該当するものとしても、法 69 条 2 項、令 200 条により譲渡損失の金額は生じなかつたものとみなされることとなるから、譲渡損失の金額を給与所得の金額から控除すべき旨のXの主張は、その余の点について判断するまでもなくいずれにしても採用することはできない。」

（2）大阪高判昭和 63 年 9 月 27 日判時 1300 号 47 頁

「認定事実によると、本件自動車は給与所得者であるXが保有し、その生活の用に供せられた動産であって、供用範囲はレジャーのほか、通勤及び勤務先における業務にまで及んでいるとすることができる。」

「ところで、右のうち、自動車をレジャーの用に供することが生活に通常必要なものということができることは多言を要しないところであるが、自動車を勤務先における業務の用に供することは雇用契約の性質上使用者の負担においてなされるべきことであって、雇用契約における定め等特段の事情の認められない本件においては、被用者であるXにおいて業務の用に供する義務があったとすることはできず、本件自動車を高砂駅・三宮駅間の通勤の用に供したことについても、その区間の通勤定期券購入代金が使用者によって全額支給されている以上、Xにおいて本来そうする必要はなかつたものであって、右いずれの場合も生活に通常必要なものとしての自動車の使用ではないと言わざるを得ない。そうすると、本件自動車が生活に通常必要なものとしてその用に供されたと見られるのは、Xが通勤のため自宅・高砂駅間において使用した場合のみであり、それは本件自動車の使用全体のうち僅かな割合を占めるにすぎないから、本件自動車はその使用の態様よりみて生活に通常必要でない資産に該当するものと解するのが相当である。

そうだとすれば、仮にX主張の譲渡損失が生じたとしても、それは、所得税法（原判決と同じく以下法という。）69 条 2 項にいう生活に通常必要でない資産に係る所得の計算上生じた損失の金額に該当するから、同条 1 項による他の各種所得の金額との損益通算は認められないことになる。なお、同条 2 項は、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額から控除することを認めており、これを受けて所得税法施行令（以下原判決と同じく令という。）200 条があり、同条は競争馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じ

た損失の金額は当該競争馬の保有に係る雑所得の金額から控除すると定めているが、本件がこれに該当しないことは言うまでもない。なお、本件は資産の譲渡による利益そのものがない事案であるから、法 33 条 3 項本文括弧書き（他の資産の譲渡益からの控除）の適用もない。」

「Xは、主位的主張として、給与所得者が保有し、その生活の用に供せられる動産は税法上『生活に通常必要な動産』と『生活に通常必要でない資産』の二種の分類に尽きるものではなく、他に法 33 条 1 項の予定する『一般資産』とでも呼ばれるべきものが分類され、本件自動車は前二種のいずれにも該当するものではなく、この『一般資産』に該当するものであり、その譲渡損失については法 69 条一項により X の給与所得の金額から控除すべきものとする。

しかし、法・令は、給与所得者が保有し、その生活の用に供する動産については、『生活に通常必要な動産』（法 9 条 1 項 9 号、令 25 条）と『生活に通常必要でない資産（動産）』（法 62 条 1 項、令 178 条 1 項 3 号）の二種に分類する構成をとり、前者については譲渡による所得を非課税とするとともに譲渡による損失もないものとみなし、後者については原則どおり譲渡による所得に課税するとともに、譲渡による損失については特定の損失と所得との間でのみ控除を認めているものと解するのが相当であって、『一般資産』のような第三の資産概念を持ち込む解釈には賛同することができない。したがって、右 X の主位的主張は実定法上の根拠を欠き失当であり、（後略）」

（3）最二小判平成 2 年 3 月 23 日判時 1354 号 59 頁

「所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事実関係の下においては、本件自動車の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上損失の金額が生じたとしても、これを損益通算の対象とならないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。」

## 2. 名古屋医師財産分与事件

**事案** Xは医師で、Aと婚姻関係を結んでいたが、名古屋家庭裁判所で離婚調停を行っていた。この調停の結果として、Xは、名古屋市内に所有していた本件土地と建物をAに「慰謝料」として譲渡した。Xは昭和 42 年分所得税について確定申告を行ったが、この「慰謝料」としての譲渡については申告をしていなかったため、所轄の名古屋中村税務署長は昭和 43 年 9 月 30 日付で譲渡所得金額を 148 万 8877 円などとする更正処分を行った。そのため、Xは、本件については自身が何らの所得も得ていない、調停では「慰謝料」となっているが当初は「財産分与」を意図していたのであり、実質は「慰謝料」ではなく「財産分与」である、などと主張し、名古屋中村税務署長に異議申立てをしたが棄却され、名古屋国税局長に対して審査請求をしたがこれも棄却された。Xが出訴。

**争点** ・本件土地および建物の譲渡が「慰謝料」としての性格を有するならば、Xに譲渡所得が発生するのか。

・本件土地および建物の譲渡が「財産分与」としての性格を有するならば、Xに譲渡所得が発生するのか。

**判旨**（太字および下線は、すべて引用者による。また、表記を変えた部分がある。）

（1）名古屋地判昭和 45 年 4 月 11 日行集 22 卷 10 号 1685 頁

本件の事実認定等によると、本件土地および建物は「調停により X より A に慰藉料として譲渡せられたことを認定しうる。X 本人尋問の結果によると右各不動産は財産分与として譲渡すべく話合われたことは事実なるも双方協議の末右の如く慰藉料とせられたことも明らかであり、（中略）調停調

書上明白に慰藉料として記載せられた以上これをもって慰藉料にあらずして財産分与なりと論ずるのは誤りであり、本件土地および建物の譲渡は譲渡所得に該当する。

(2) 名古屋高判昭和 46 年 10 月 28 日行集 22 卷 10 号 1679 頁

「譲渡所得に対する課税の本質は資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものと解すべきであり、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入れを伴うときは、右増加益は対価のうちに具体化されるので、これを課税の対象としてとらえたのが旧所得税法第 9 条第 1 項 8 号（現所得税法第 33 条）の規定である」（最一小判昭和 43 年 10 月 31 日集民 92 号 798 頁を参照）。

「右にいう資産の移転が対価の受入れを伴う場合としては売買、交換等現実に対価を受入れる場合の外慰藉料その他債務の履行として或は債務の履行に代えて資産の移転がなされる場合も含む」と解すべきである。「けだし一般に債務の履行として或は債務の履行に代えて自己の有する資産を相手方に移転譲渡した場合にはその譲渡時における当該資産の価額に相当する額の弁済があつたことになり、これによつて当該債務は消滅するのであるから、経済的利益を享受しこれが具体化した点では現実に対価の受入れを伴う場合と実質的に何等変りはないからである」。本件土地および建物は「現金 1450 万円等と共に A との離婚に基づく慰藉料及び財産分与として譲渡することを約定しその履行として譲渡されたものであること前に認定したとおりであるから、右のように慰藉料及び財産分与に基づく債務の履行として本件不動産の譲渡がなされた以上」、本件の譲渡が譲渡所得に該当すると解するのが相当である。従つて、本件土地および建物の「譲渡が慰藉料又は財産分与の履行或はその双方の履行と解せられるとしても、何れにせよ所得税法第三三条第一項に所謂譲渡所得ありとしてなされた本件更正処分（中略）は適法である」。

(3) 最三小判昭和 50 年 5 月 27 日民集 29 卷 5 号 641 頁

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡所得の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない」（最三小判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁を参照）。従つて、「所得税法 33 条 1 項にいう『資産の譲渡』とは、有償無償を問わず資産を移転させるいつさいの行為をいうものと解すべきである。そして、同法 59 条 1 項（昭和 48 年法律第 8 号による改正前のもの）が譲渡所得の総収入金額の計算に関する特例規定であつて、所得のないところに課税譲渡所得の存在を擬制したものでないことは、その規定の位置及び文言に照らし、明らかである」。

「夫婦が離婚したときは、その一方は、他方に対し、財産分与を請求することができる（民法 768 条、771 条）。この財産分与の権利義務の内容は、当事者の協議、家庭裁判所の調停若しくは審判又は地方裁判所の判決をまつて具体的に確定されるが、右権利義務そのものは、離婚の成立によつて発生し、実体的権利義務として存在するに至り、右当事者の協議等は、単にその内容を具体的に確定するものであるにすぎない。そして、財産分与に関し右当事者の協議等が行われてその内容が具体的に確定され、これに従い金銭の支払い、不動産の譲渡等の分与が完了すれば、右財産分与の義務は消滅するが、この分与義務の消滅は、それ自体一つの経済的利益ということが出来る。したがつて、財産分与として不動産等の資産を譲渡した場合、分与者は、これによつて、分与義務の消滅という経済的利益を享受したものである。」